２０２４年1月５日

吸収合併に係る事後開示事項

東京都品川区大崎二丁目１番１号
株式会社明電舎
代表取締役 執行役員社長　井上　晃夫

当社は、２０２４年１月１日を効力発生日とし、当社を吸収合併存続会社、明電商事株式会社（以下「明電商事」といいます。）を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行いました。

会社法第８０１条第１項及び会社法施行規則第２００条の規定に基づき開示する本件吸収合併に係る事項は、下記のとおりです。

記

１．吸収合併が効力を生じた日

２０２４年1月1日

２．吸収合併消滅会社における会社法第７８４条の２、第７８５条及び第７８７条の規定並びに会社法第７８９条の規定による手続の経過

（１）吸収合併をやめることの請求（会社法第７８４条の２）

該当事項はありませんでした。

（２）反対株主の株式買取請求（会社法第７８５条）

明電商事が発行する全株式を当社が所有しているため、該当事項はありませんでした。

（３）新株予約権買取請求（会社法第７８７条）

明電商事は新株予約権を発行していないため、該当事項はありませんでした。

（４）債権者の異議（会社法第７８９条）

明電商事は会社法第７８９条第２項の規定により、２０２３年１１月１日付官報により公告を行い、かつ、知れている債権者への個別催告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

３．吸収合併存続会社における会社法第７９６条の２、第７９７条及び第７９９条の規定による手続の経過

（１）吸収合併をやめることの請求（会社法第７９６条の２）

本件吸収合併は会社法第７９６条第２項本文に規定する簡易吸収合併に該当するため、同法第７９６条の２柱書ただし書きの規定により、当社の株主は吸収合併をやめることを請求することができません。

（２）反対株主の株式買取請求（会社法第７９７条）

本件吸収合併は会社法第７９６条第２項に規定する簡易吸収合併に該当するため、同法第７９７条第１項ただし書きの規定により、当社の株主による株式買取請求権は認められていません。

（３）債権者の異議（会社法第７９９条）

当社は会社法第７９９条第２項及び第３項の規定により、２０２３年１１月１日付官報により公告を行い、かつ、同日付で電子公告を行い、債権者に対し本件吸収合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

４．吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は本件吸収合併の効力発生日をもって、明電商事の権利義務の一切を承継しました。

５．吸収合併消滅会社の事前備置事項

別添１のとおりです。

６．吸収合併による変更登記をした日

２０２４年1月１０日登記（予定）

７．前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

当社は、会社法７９６条第２項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本件吸収合併を行いました。

明電商事は、会社法第７８４条第１項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本件吸収合併を行いました。

当社は、明電商事の全株式を所有していますので、本件吸収合併による新株式の発行は行いませんでした。

本件吸収合併の結果、当社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

以　上

２０２３年１１月１日

吸収合併に係る事前開示事項

東京都品川区大崎二丁目８番１号
明電商事株式会社
代表取締役　脇野　敬

当社は、２０２４年１月１日を効力発生日とし、株式会社明電舎（以下「明電舎」といいます。）を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことにいたしました。

会社法第７８２条第１項及び会社法施行規則第１８２条の規定に基づき開示する本吸収合併に係る事項は、下記のとおりです。

記

１．吸収合併契約書

別紙１「吸収合併契約書」のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項

明電舎は、当社の発行済株式の全てを所有しているため、本吸収合併に際して、当社株主に対する明電舎の株式その他の金銭等の交付はありません。

３．合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

４．吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

５．吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

明電舎の最終事業年度に係る計算書類等の内容は別紙２「事業報告・計算書類・監査報告書」のとおりです。

６．吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

明電舎は、２０２３年１０月３１日に、明電舎が東京都品川区大崎二丁目に保有する土地を譲渡する契約を締結いたしました（譲渡先および譲渡価額につきましては、譲渡先との取り決めにより、開示を控えさせていただきます。当該土地資産の譲渡により、２０２４年３月期連結決算並びに個別決算において、譲渡益約３２億円（概算額）を特別利益として計上する見込みです）。

７．吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

２０２３年１０月より稼働予定でありました販売管理システムが当社の明電舎への吸収合併

に伴い不要となったため、販売管理システム開発費用を特別損失（９７百万円）に８月で計上しております。

また、当社は、２０２４年１月１日を効力発生日として当社のICT 関連事業に関する権利義務を明電システムソリューション株式会社に承継する吸収分割を行います。

８．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の明電舎の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本吸収合併後の明電舎の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後における明電舎の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

40,000円

吸収合併契約書

株式会社明電舎（以下「甲」という。）と明電商事株式会社（以下「乙」という。）とは、甲と乙との合併について、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条　（合併の方法）
甲と乙とは、本契約の定めるところにより、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第２条　（商号及び住所）
甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

（１）甲　：吸収合併存続会社
　　商号：株式会社明電舎
　　住所：東京都品川区大崎二丁目１番１号

（２）乙　：吸収合併消滅会社
　　商号：明電商事株式会社
　　住所：東京都品川区大崎二丁目８番１号

第３条　（本合併に際して交付する金銭等）
甲は、乙の全株式を所有していることから、本合併に際して、乙の株主に対し、その株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第４条　（資本金及び準備金の額に関する事項）
本合併に際して甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、増加しない。

第５条　（本契約の承認）
1. 甲は、会社法第７９６条第２項に定める簡易合併の規定により、株主総会の決議による本契約の承認を受けることなく本合併を行うものとする。
2. 乙は、会社法第７８４条第１項に定める略式合併の規定により、株主総会の決議による本契約の承認を受けることなく本合併を行うものとする。

第６条　（効力発生日）
本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は２０２４年１月１日とする。なお、本合併の効力発生は、明電システムソリューション株式会社（所在地：静岡県沼津市東間門字上中溝５１５番地）が承継会社、乙を分割会社とする吸収分割の効力発生を条件とし、また、手続きの進行に支障があるときは、甲乙協議のうえ、こ

れを変更することができる。

第７条　（協議）
本契約に定める事項のほか、本合併に関して必要な事項は、甲乙協議のうえ決定する。

本契約の成立を証するため、本書一通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を、乙が写しを保有するものとする。

２０２３年７月２８日

　　東京都品川区大崎二丁目１番１号
甲　株式会社明電舎
　　執行役員社長　　井上　晃夫

　　東京都品川区大崎二丁目８番１号
乙　明電商事株式会社
　　取締役社長　　脇野　敬

1. 当社グループの現況に関する事項

（1）財産及び損益の状況の推移

	2019年度 第156期	2020年度 第157期	2021年度 第158期	2022年度 第159期(当期)
受注高（百万円）	244,180	221,364	259,635	302,938
売上高（百万円）	255,748	231,254	255,046	272,578
営業利益（百万円）	12,725	8,384	9,468	8,539
経常利益（百万円）	11,481	8,465	10,206	8,823
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	8,208	7,303	6,733	7,128
1株当たり当期純利益（円）	180.91	160.98	148.43	157.13
総資産（百万円）	270,410	279,059	290,899	307,390
純資産（百万円）	90,117	99,736	105,421	110,881

受注高

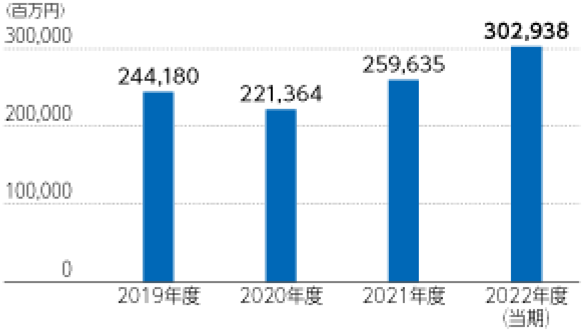

売上高

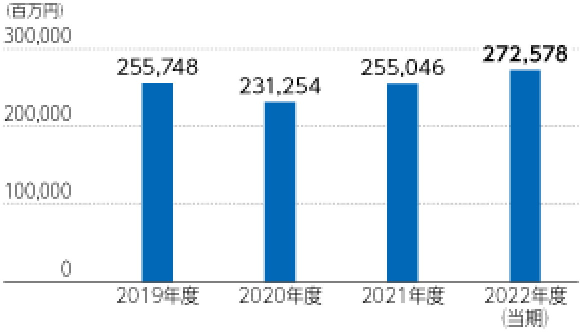

営業利益

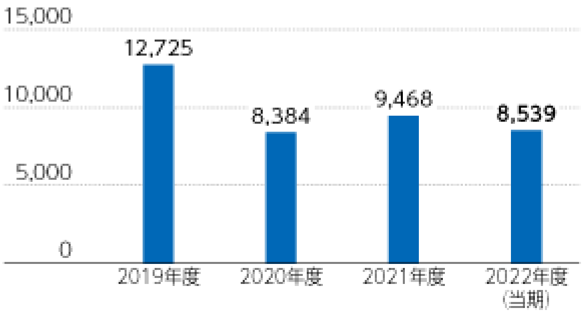

経常利益

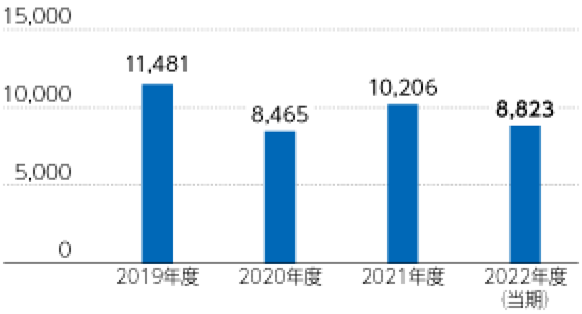

親会社株主に帰属する当期純利益／1株当たり当期純利益

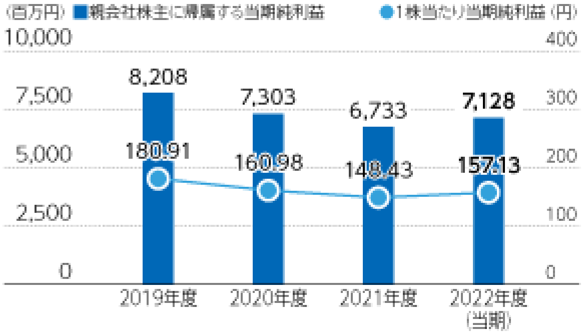

総資産／純資産

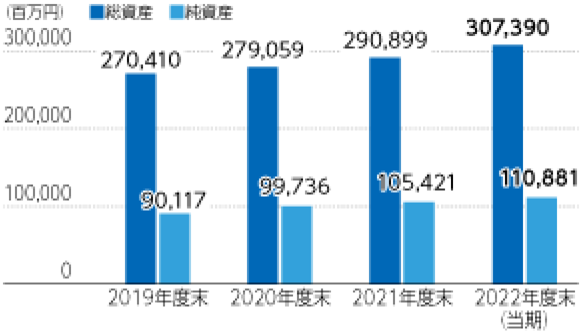

(2) 事業の経過及びその成果

2022年度のわが国の経済は、コロナ禍からの正常化進展を背景として企業による投資の再開が進んだことに加え、社会インフラに関連する設備の更新デマンドが高い水準で維持されるなど、需要面では強さが見られた一方、各種素材・部材価格の高騰や入手性の悪化、エネルギーコストの上昇といった要素により、収益性が圧迫される厳しい状況が続きました。

また、世界経済においては、新型コロナウイルスの収束傾向が早期に確認されていった一方で、前期より顕在化している地政学リスクに起因した影響の継続に加え、欧米各国におけるインフレ進展に呼応した金融の引き締め、それに伴う企業業績の先行き落ち込み観測、半導体市況の需給の緩みなどを背景に、将来にわたる不透明感が更に増す状況となりました。

このような中、当社グループは、「中期経営計画2024」で掲げた方針に基づき、環境に資する事業・製品への注力、海外事業における収益基盤の強化及びサステナビリティ経営の進展に向けた各種施策の展開といった動きを推し進め、連結業績は売上高が前期比6.9%増の2,725億７千８百万円、営業利益は前期比9.8%減の85億３千９百万円、経常利益は前期比13.5%減の88億２千３百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比5.9%増の71億２千８百万円となりました。

各事業セグメントの状況は次のとおりであります。売上高につきましては、セグメント間の取引を含んでおります。

■当期の連結業績

受注高
3,029億38百万円
（前期比16.7%増）

売上高
2,725億78百万円
（前期比6.9%増）

営業利益
85億39百万円
（前期比9.8%減）

親会社株主に帰属する当期純利益
71億28百万円
（前期比5.9%増）

■売上高構成比

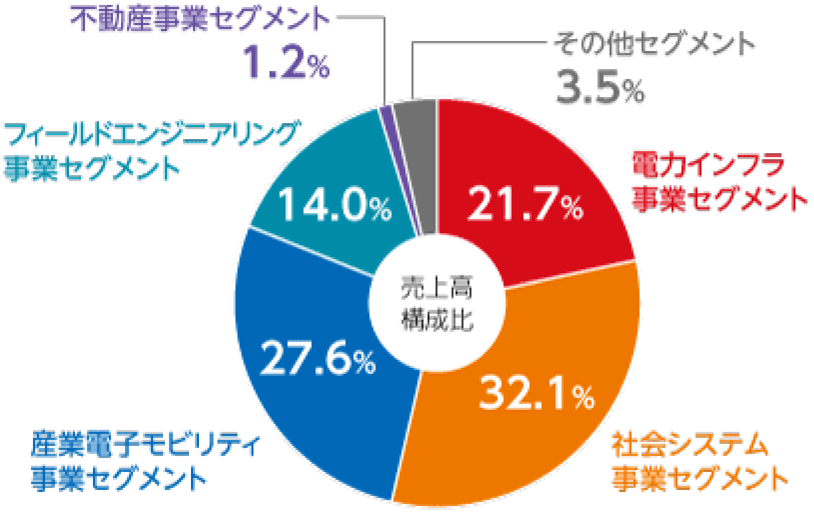

（注）売上高比率は外部顧客に対する売上高から算出しており、セグメント間の取引を含んでおりません。

各事業セグメントの状況

電力インフラ事業セグメント

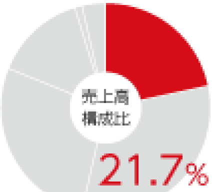

売上高は、前期比15.6%増の604億７千万円、営業利益は13億８千４百万円増の５億１千５百万円の損失となりました。

海外を主体とする変電事業につきましては、シンガポールやドイツにおける需要の回復や米国製造子会社の稼働本格化、環境対応製品の需要増により、増収増益となりました。また、国内主体の電力エネルギー事業につきましては、各種部材の長納期化に伴う影響が強く発現したことなどから、減収減益となりました。

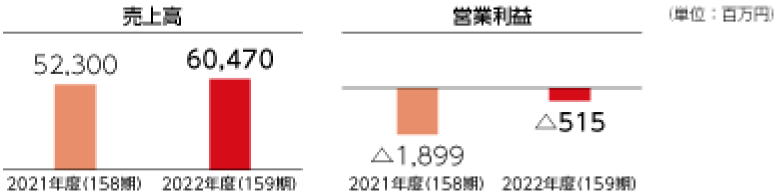

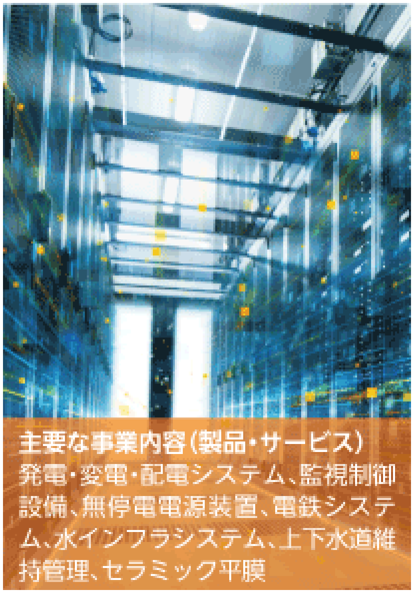

社会システム事業セグメント

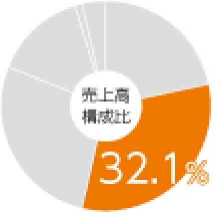

売上高は、前期比4.6%減の903億９千２百万円、営業利益は37億７百万円減の23億９千６百万円となりました。

電鉄事業につきましては、国内を中心に設備需要の回復が見られたことから、増収増益となりました。一方、社会システム事業及び水インフラ事業につきましては、好調であった前期からの反動減に加え、各種部材の長納期化に伴う出荷の遅れや素材・部材価格の高騰によるコスト増加が影響し、減収減益となりました。

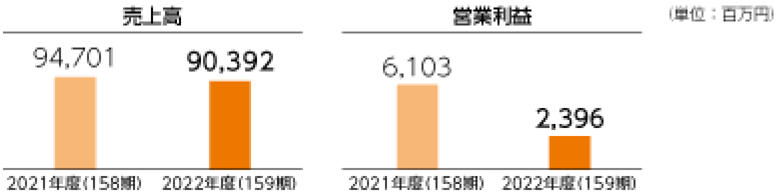

主要な事業内容（製品・サービス）
モータ、インバータ、ＥＶ駆動システム、真空コンデンサ、産業用ＰＣ、パルス電源、自動車産業向け試験装置、エレベータ用巻上機、無人搬送車

産業電子モビリティ事業セグメント

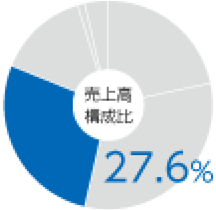

　売上高は、前期比22.4%増の781億３千３百万円、営業利益は19億３千１百万円増の16億８千３百万円となりました。
　環境保護気運の高まりなどを背景に電動フォークリフト用電装品の需要が拡大した電動力ソリューション事業や、納入車種が増加したEV事業は増収増益となりました。また、受注環境の厳しさが継続するモビリティT&S事業は、減収となったものの、事業骨格の見直し効果により増益となりました。一方、電子機器事業は、年度後半の需要の変調に伴う生産調整や部材価格高騰の影響により、増収ながら減益となりました。

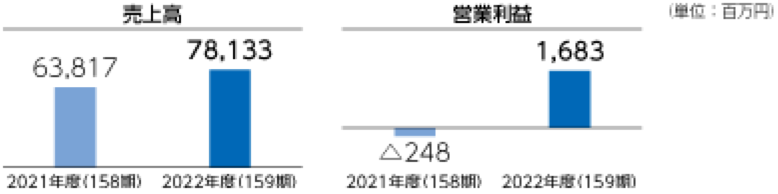

主要な事業内容（サービス）
保全コンサルティング、予防保全、改良保全、維持管理及び運用管理、事後保全、総合診断、延命処置、更新計画

フィールドエンジニアリング事業セグメント

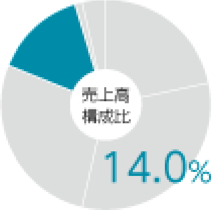

　売上高は、前期比0.4%増の397億９百万円、営業利益は６億７千６百万円減の52億６千万円となりました。
　保守サービスに関する堅調な需要を背景にわずかに増収したものの、プロダクトミックスの変化や各種部材価格の高騰による影響などから、減益となりました。

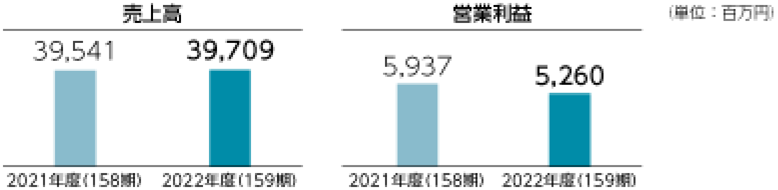

主要な事業内容
ThinkPark Towerを中心とした保有不動産の賃貸事業

不動産事業セグメント

　業務・商業ビルThinkPark Tower（東京都品川区大崎）を中心に保有不動産の賃貸事業を行っており、売上高は、前期比0.7%増の32億３千万円、営業利益は１億６千７百万円増の13億２千１百万円となりました。

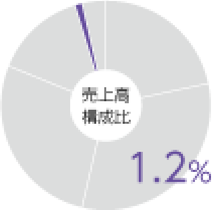

（単位：百万円）

	2021年度（158期）	2022年度（159期）
売上高	3,206	3,230
営業利益	1,153	1,321

主要な事業内容（製品・サービス）
電気化学計測機器や電気絶縁材料の製造・販売、従業員の福利厚生サービス、その他事業セグメントを問わない販売等

その他セグメント

　電気化学計測機器や電気絶縁材料の製造・販売、従業員の福利厚生サービス、物品販売など、報告セグメントに含まれない事業につきましては、一部の子会社で収益性が向上したこと等から、売上高は、前期比1.6%減の166億１千７百万円、営業利益は１億２千７百万円増の２億３千１百万円となりました。

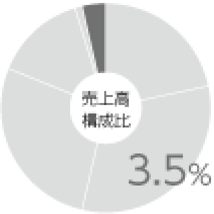

（単位：百万円）

	2021年度（158期）	2022年度（159期）
売上高	16,888	16,617
営業利益	104	231

(3) 研究開発の状況

「中期経営計画2024」では、「サステナビリティ経営を支える研究開発」を基本方針として定め、その中核を担うカーボンニュートラルとウェルビーイングの実現に注力した研究開発を進めております。中期経営計画２年目となる2022年度は、カーボンニュートラルの実現に向けて、温暖化係数の高いSF6ガスの不使用を目指した真空技術応用製品の開発や、車の電動化の加速度的な進展に対処するためのEV駆動ユニットのラインアップ拡充に向けた開発を継続して行いました。ウェルビーイングに資する取組みとしては、便利で快適な生活の基盤となる半導体分野において、半導体製造装置向け電源装置や真空コンデンサ（VC）のカスタム開発を行い、お客様の多様な要望に対応しました。イノベーションを通じて新しい社会づくりを加速させるため、環境・社会の課題を解決するための固有技術の獲得及び新規事業を創出しうる研究開発・事業開発体制の構築、強化を進めてまいりました。今後もこれらを継続するとともに、事業の付加価値を向上させるべく、ビジネスモデルの変革に必要なDXの推進を図ってまいります。

これらを中心に研究開発活動を推進し、当期の研究開発費用の総額は102億５千７百万円となりました。

そのうち、上記取組みを中心としたカーボンニュートラルとウェルビーイングの実現に資する研究開発費用は、総額の59％にあたる60億１千８百万円です。

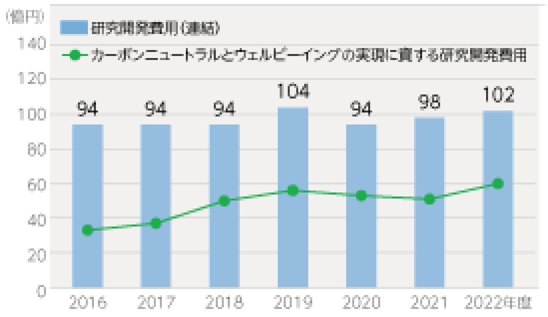

研究開発費用の推移

(4) 設備投資の状況

「中期経営計画2024」では、環境対応などを主眼とする、サステナビリティを重視した設備投資を基本方針としております。

当期の投資総額は、中国EV生産用第２ライン構築等により、前期比16億円増加の123億４千７百万円となりました。

2023年度においても、環境対応製品等の生産強化に向けた成長投資を実施してまいります。

なお、設備投資金額の推移は、右表のとおりです。

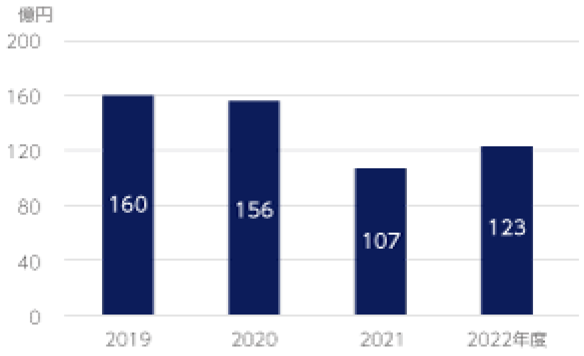

設備投資金額の推移

(5) 対処すべき課題

Ⅰ　価値創造プロセスと重要課題（マテリアリティ）

当社は創業以来、社会インフラ分野を中心に様々な技術や製品・サービスを創出し、社会の持続的な発展に貢献してきました。現在、2030年のありたい姿・ビジョンとして『地球・社会・人に対する誠実さと共創力で、新しい社会づくりに挑む　～サステナビリティ・パートナー～』を掲げております。

時代が大きく変化し、新しい社会システムの構築が求められる中、これまで培ってきた技術や人・組織能力をはじめとする様々な資産をベースに、当社らしさが活かせる４つの事業領域において、「ニーズ課題把握」、「製品システム提供」、「アフターフォロー」に注力するとともに、それらの要素に「ソリューションデザイン」の概念を組み込むことで、目指したい社会の実現に挑み続けてまいります。その際に、特に取り組む必要がある重要課題（マテリアリティ）を６つ定め、中期経営計画の中でその解決に向けた施策を展開しております。

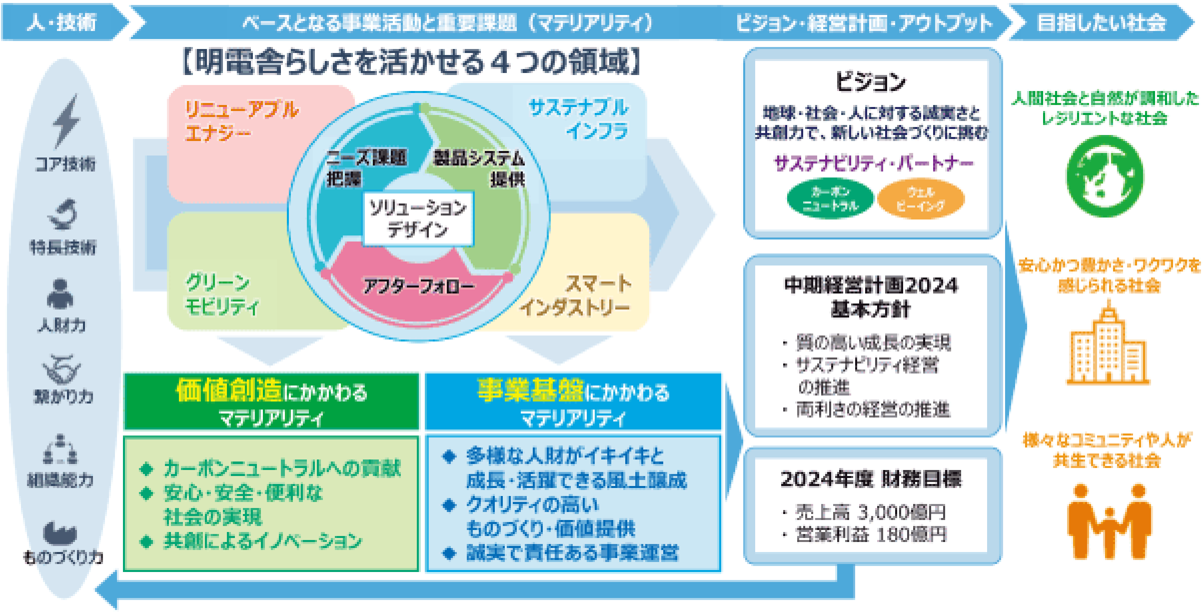

Ⅱ　中期経営計画 2024

　ありたい姿・ビジョンの実現及び重要課題（マテリアリティ）の解決に向け、「中期経営計画2024」では、以下の３つの基本方針を掲げ、戦略実行・施策展開を進めております。

■ 基本方針１．質の高い成長の実現

●財務目標

	2023年度 業績予想	2024年度目標（22年５月公表）
受注高	2,850億円	3,000億円
売上高	2,900億円	3,000億円
営業利益	100億円	180億円

　「中期経営計画2024」では、目標の実現に向けて、以下の３つのテーマを掲げました。
　2022年度においては、海外事業の収益を前年度比で大幅に改善させるとともに、EV新生産ラインの立ち上げ等の取組みを実施しました。引き続き、2023年度も海外事業や成長事業の収益向上を図りつつ、昨年度は苦戦を強いられてしまった社会インフラ関連事業の収益改善に集中して取り組んでまいります。そして、2024年度目標の達成に向けて取組みを加速させてまいります。

（１）成長事業の飛躍
　　　EV事業や再生可能エネルギー関連事業等、将来のコアとなる事業の売上・収益力の向上
（２）収益基盤の競争力強化
　　　ソリューションデザインによる価値提供などを通じたインフラ事業の競争力強化
（３）海外事業の収益力向上
　　　インド・ベトナム・米国子会社における成長投資成果の早期創出と安定的な成長の実現

●４つの注力領域

「中期経営計画2024」では、事業活動を通じて目指したい社会づくりに主体的に挑む魅力的な企業でありたいという想いを実現するため、４つの注力領域とそれぞれの提供価値を定義しております。

リニューアブルエナジー

提供価値	環境にやさしいエネルギー供給システムの構築
取組み状況	● 水力サービスプロバイダーに向けた取組み強化、風力発電における発展的な事業戦略の見直しの実施 ● 海外M&A子会社の赤字縮小・黒字化に向けた収益性の改善に目途。海外変電事業の拡大が加速 ● カスタマーセンターにおけるリモート監視やデータ分析機能の強化

サステナブルインフラ

提供価値	持続可能なインフラの構築と維持、地域社会のレジリエンス向上
取組み状況	● 国内上下水道・鉄道インフラ向けの営業活動強化、海外変電・電鉄事業の拡大 ● 保守ノウハウとICT・IoT技術の融合によるスマートメンテナンスの加速 ● GX特高（特別高圧）製品をはじめとした環境対応製品のラインアップ充実と拡販（2023年度より拡販プロジェクト発足）

グリーンモビリティ

提供価値	次世代モビリティ社会の構築
取組み状況	● モビリティT&S事業は、バッテリー試験市場への参入などの新領域進出を図りつつも、戦略に遅れ ● 名古屋EV工場における量産技術の知見蓄積が進捗 ● 次期中期経営計画期間における新車種向けノミネーション獲得活動へ注力

スマートインダストリー

提供価値	産業の自動化・デジタル化の推進
取組み状況	● 半導体製造装置向け保守サービスの取組み強化（九州拠点の開設ほか） ● 半導体分野向けの真空コンデンサ（VC）・パルス電源について既存顧客囲い込みや新規顧客開拓が進捗 ● 明電グループ内の半導体関連事業（ピュアオゾン事業、電子機器事業、保守メンテナンス事業）のシナジー検討開始

■ 基本方針２．サステナビリティ経営の推進

　これらの注力領域における事業拡大を確実にするため、「カーボンニュートラル」及び「ウェルビーイング」といった価値の提供に資する分野に経営資源を集中しながら、ありたい姿・ビジョンの実現に向けて取り組んでおります。

カーボンニュートラルの実現（グリーン戦略）

　明電グループでは、2050年のカーボンニュートラル社会の実現に向け、社内の脱炭素化及び脱炭素事業の拡大が必要不可欠と考え、中長期目標として第二次明電環境ビジョンを掲げ、各種の取組みを進めております。

◎事業活動における社内の脱炭素化

　社内脱炭素化の取組みとして、再生可能エネルギーの導入を積極的に進めております。2022年度においては各子会社の取組みとして、甲府明電舎で事業活動における調達電力の一部を再生可能エネルギーに置き換えたことに加え、明電興産の新社屋において同じく子会社であるエムウインズが運営する風力発電所由来の電力を調達するなど、事業活動のCO2フリー化を進めております。
　また、環境に資する投資の促進を目的に、インターナルカーボンプライシング（内部炭素価格）の基準を、2023年度より従来の3,000円から15,000円に引き上げることを決めました。この他にも様々な取組みを推進しており、KPI（重要な業績評価の指標）として設定しているScope1、2削減率の2022年度実績は、当初計画を上回ることができました。

◎脱炭素化事業の拡大

　脱炭素化事業の拡大について、サプライヤとも協働しながら製品のグリーン化を進めるとともに、温室効果ガスを排除したエコタンク形遮断器やGX特高製品に代表される環境配慮型の製品の拡販に注力しており、着実に成果を上げております。
　また2022年度においては、エコタンク形遮断器のライフサイクル工程での「GHG見える化」や「GHG削減活動」等が評価され、「令和４年度気候変動アクション環境大臣表彰」及び「第19回LCA日本フォーラム表彰奨励賞」を受賞することができました。

ウェルビーイングの実現

当社の価値創造の源泉は人財であり、新しい社会づくりに挑み持続的に価値を提供するためには、事業に必要なスキル・経験を持つ人財を獲得・育成するとともに、その多様な人財がオープンで創造的な風土のもと、達成感・成長の実感を持つことが大切だと考えております。

【主な取組み】

人的資本	● 事業戦略を実現するための人財育成・獲得計画の見直し（人財タスクフォース） ● DEI推進活動：女性幹部育成を目的としたサポーター役員制度の導入、LGBTQ相談の窓口設置 ● 「健康経営優良法人～ホワイト500～」に３年連続で認定 ● 「Myビジョン・Myチャレンジ」活動を通じて個人の力を引き出し、エンゲージメントを向上
風土改革	● 「明電みらいミーティング」の開催による役員と従業員の対話の実施 ● 個人のアイデアを組織として育てる事業アイデアコンテスト「MEIANチャレンジ」の展開

2023年度の重点実施事項

グリーン戦略では、世の中の脱炭素化機運の更なる高まりも踏まえると取組みの一層の加速が必要であり、中長期目標の見直しも視野に入れて推進してまいります。また、人財育成施策の早期展開や、個人が会社で実現したいビジョンを組織で対話し具現化させるMyビジョン・Myチャレンジ活動の展開、明電みらいミーティングを通じた未来の取組みに関する対話、個々の挑戦を支援する仕組みを更に展開し、個人の持てる力を引き出すことで、価値創造に繋げてまいります。

■ 基本方針３．両利きの経営の推進

「両利きの経営の推進」では、当社の事業活動がイノベーションを通じて新しい社会づくりを加速させることを目指しております。その一環として、2022年度よりイノベーション担当役員をリーダーとする「MASTプロジェクト」※の取組みを進めております。

本プロジェクトでは、次の事業の柱の探索・立上げに向けた人財育成や風土醸成などの土台作りに取り組みつつ、既存事業に属さない新たな事業アイデアの社内公募とその支援及び他社との共創活動を推進しております。

※MASTプロジェクトの名称は、「(M)明電舎の(A)明日を(S)創造する(T)考える」の略であり、帆柱の意味も込めております。

MASTプロジェクトの様子

■ 「中期経営計画2024」の先を見据えて

コロナ禍を経て世の中の正常化が進んでいく中、社会を支える企業として、古い価値観に縛られることなく、「新しい当たり前」を創り上げていくことが求められます。明電舎では「中期経営計画2024」の完遂と並行して、収益性・成長性といった要素とあわせて、社会的責任やお客様への供給責任などの果たすべき義務、環境負荷低減等の社会課題への貢献という観点で、事業ポートフォリオの再構築を進めてまいります。そして長期・中期・短期の時間軸で経営を推進するべく、未来のあるべき姿を見据えた長期ビジョンとしてこれを取りまとめ、株主のみなさまにお示しいたします。

(6) 重要な関係会社の状況 (2023年３月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容	所在地
株式会社 明電エンジニアリング	400百万円	100.0%	電気設備・機械器具・装置の製造・販売、賃貸借、設置、電気配線工事及び保守点検サービス、改造、修理に関するメンテナンス	東京都品川区
株式会社甲府明電舎	400百万円	100.0%	各種モータの製造・販売	山梨県中央市
明電プラントシステムズ 株式会社	400百万円	100.0%	電気及び建設工事の設計・請負 電気機器等の製造・修理・改造	東京都品川区
株式会社エムウインズ	330百万円	100.0%	風力発電事業に関する業務	東京都品川区
明電商事株式会社	300百万円	100.0%	電気機器、電子機器等の販売	東京都品川区
明電興産株式会社	100百万円	100.0%	物品・物資の販売、保険代理業	東京都品川区
MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD.	25,400千シンガポールドル	100.0%	変圧器・配電盤・遮断器の製造・販売	シンガポール
THAI MEIDENSHA CO., LTD.	30百万タイバーツ	75.5%	電気工事、技術コンサルティング	タイ
MEIDEN T&D (INDIA) LIMITED	1,161百万インドルピー	100.0%	変圧器の製造・販売	インド
TRIDELTA MEIDENSHA GmbH	78千ユーロ	100.0%	電力用避雷器（アレスタ）の製造・販売	ドイツ
MEIDEN AMERICA, INC.	29,500千米ドル	100.0%	ダイナモ製品のシステムエンジニアリング	米国
明電舎（杭州）電気系統有限公司	19,000千米ドル	100.0%	モータ・インバータの製造	中国

(注) 出資比率は、間接所有分を含めて記載しております。

(7) 主要な事業拠点 (2023年３月31日現在)

本　社	東京都品川区大崎二丁目１番１号
営業拠点	関西支社（大阪市）　中部支社（名古屋市） 九州支店（福岡市）　北海道支店（札幌市）　東北支店（仙台市） 北陸支店（石川県金沢市）　中国支店（広島市）　四国支店（香川県高松市）
製造・開発拠点	太田事業所（群馬県太田市）　沼津事業所（静岡県沼津市） 名古屋事業所（愛知県清須市）　総合研究所（東京都品川区） 甲府明電舎（山梨県中央市）
海外拠点	MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD. （シンガポール） THAI MEIDENSHA CO., LTD. （タイ） MEIDEN T&D (INDIA) LIMITED （インド） TRIDELTA MEIDENSHA GmbH （ドイツ） MEIDEN AMERICA, INC. （米国） 明電舎（杭州）電気系統有限公司 （中国）

（注）主要な当社の国内関係会社の所在地は、
「(6) 重要な関係会社の状況」に記載のとおりです。

(8) 従業員の状況 (2023年３月31日現在)

事業分野	従業員数	前期末比増減
電力インフラ事業セグメント	2,242名	62名減
社会システム事業セグメント	2,560名	22名減
産業電子モビリティ事業セグメント	1,253名	36名減
フィールドエンジニアリング事業セグメント	1,805名	12名増
不動産事業セグメント	—	—
その他セグメント	804名	17名増
全社（管理部門）	1,152名	16名減
合　計	9,816名	107名減

(9) 資金調達の状況

当期における資金調達は、主として借入金及びコマーシャル・ペーパーをもって行いました。調達においては、長期・短期のバランスと安定性を考慮し、長期の借入も実施しております。その結果、借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債の残高は、前期比20億４千２百万円増加の505億９百万円となりました。

また、コミットメントラインは前期と同額の400億円を維持しました。

(10) 主要な借入先 (2023年３月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	14,315百万円
三井住友信託銀行株式会社	4,586百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,684百万円
株式会社常陽銀行	2,250百万円
株式会社三十三銀行	1,680百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2023年３月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 115,200,000株

(2) 発行済株式の総数 45,527,540株 (自己株式159,447株を含む。)

(3) 株主数 15,801名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,650,500株	12.45%
住友電気工業株式会社	2,631,385株	5.80%
株式会社三井住友銀行	2,241,835株	4.94%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,100,200株	4.63%
日本電気株式会社	1,746,150株	3.85%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,705,490株	3.76%
三井住友信託銀行株式会社	1,500,000株	3.31%
明電舎従業員持株会	1,121,571株	2.47%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE MONDRIAN INTERNATIONAL SMALL CAP EQUITY FUND, L. P.	1,106,400株	2.44%
住友生命保険相互会社	1,061,400株	2.34%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 所有者別株式分布状況

区分	持株比率
金融機関	35.33%
証券会社	1.33%
事業会社	20.78%
外国人投資家	22.76%
個人	19.45%
その他	0.35%
合　計	100.00%

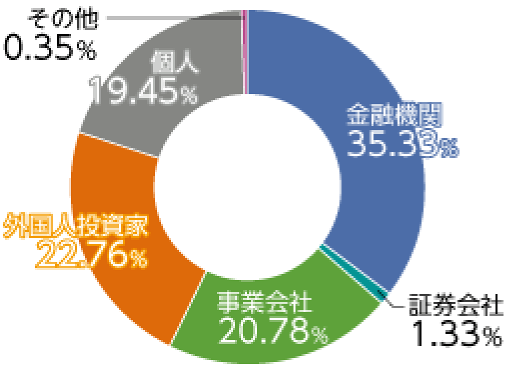

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2023年３月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
浜 崎　祐 司	取締役　執行役員会長	指名・報酬委員会委員 株式会社JVCケンウッド　社外取締役
三井田　健	代表取締役　執行役員社長	指名・報酬委員会委員
竹 川　徳 雄	代表取締役　執行役員副社長	技術・生産全般・安全衛生担当
岩 尾　雅 之	取締役兼専務執行役員	人事統括本部長 人事・DEI・働き方改革・DX・ ガバナンス・コンプライアンス・危機管理担当
竹 中　裕 之	社外取締役	指名・報酬委員会委員長
秦　喜 秋	社外取締役	指名・報酬委員会委員
安 達　博 治	社外取締役	
加藤三千彦	取締役監査等委員（常勤）	
林　敬 子	社外取締役（監査等委員）	指名・報酬委員会委員 ライフネット生命保険株式会社　社外取締役（監査等委員） 日本ビルファンド投資法人　監督役員
黒 田　隆	社外取締役（監査等委員）	三井住友海上あいおい生命保険株式会社　社外監査役
平 木　秀 樹	社外取締役（監査等委員）	株式会社マイナビ　社外取締役

(注) 1. 取締役玉木伸明、望月達樹、安井潤司、町村忠芳及び縄田満児の５氏は、2022年６月23日をもって退任しております。
2. 取締役竹中裕之、秦喜秋、安達博治、林敬子、黒田隆及び平木秀樹の６氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査等委員林敬子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保するため、取締役（監査等委員を除く。）及び従業員等からの情報収集、常務会等の重要な社内会議での情報共有並びに内部監査部門及び会計監査人との十分な連携を行うべく、監査等委員加藤三千彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、竹中裕之、秦喜秋、安達博治、林敬子、黒田隆及び平木秀樹の６氏を証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
6. 各社外取締役の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

(2) 取締役の報酬等

①取締役の報酬等の額

■2022年度実績

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		人数（名）
		基本報酬	インセンティブ報酬	
取締役（監査等委員・社外を除く）	246	175	70	6
社外取締役（監査等委員を除く）	26	26	―	4
監査等委員である取締役（社外を除く）	34	34	―	2
監査等委員である社外取締役	26	26	―	5
計	333	262	70	17

（注）1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．上記には、2022年６月23日開催の第158期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）３名、監査等委員である取締役２名を含んでおります。
3．取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

②取締役報酬の基本方針

報酬水準及び制度

当社の取締役報酬水準は、外部の客観的な報酬市場データ、経済環境、業界動向及び当社経営状況等を踏まえ設定するものとしております。また、その水準に基づき検討した役員報酬制度の内容は、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会への諮問及び確認を経たうえで役員報酬内規として定められるものとしております。

報酬の構成（金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針、報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針及び個人別報酬における種類毎の割合を含む。）

ⅰ　取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の報酬は、業績連動型の年俸制報酬としており、役職に応じて支給される「基本報酬」と「インセンティブ報酬」により構成されます。このうち、インセンティブ報酬は、短期的なインセンティブとしての「業績連動型報酬」と中長期的なインセンティブとしての「株式取得目的報酬」で構成されます。

■各報酬の比率の目安（目標達成度合いを100％とした場合）

（注）2023年度は基本報酬60％：中長期インセンティブ報酬20％：短期インセンティブ報酬20％へと比率を改定。

ⅱ　監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、基本報酬のみの年俸制報酬としております。

③取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針並びに報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬に係る業績指標の内容・額又は数の算定方法

短期的なインセンティブとしての業績連動報酬を算定するための業績評価指標は、事業年度ごとの業績向上、特に収益力向上への意識を高めるため、前事業年度業績の営業利益を用い、当該事業年度に係る定時株主総会後に決定しております。

業績連動報酬は、目標どおりの業績を達成した場合に支給する額を100とすると、その達成度に応じて概ね0～140程度で変動するものとしております。

なお、前事業年度の営業利益は、目標100億円に対し、94億6,800万円でしたので、達成率は94.6％です。

計算式　職位別業績報酬基準額 × 営業利益達成度に応じた係数（0.0～1.4）

その他の報酬の額又はその算定方法

中長期インセンティブとして、株主のみなさまとの利害の共有をより一層促進することを目的として、株式取得目的報酬を支給しております。株式取得目的報酬は、役員報酬内規に基づき職位別にその金額を定め、その金額を役員持株会に拠出し株式を取得するものとしております。

（注）2023年度は、中長期インセンティブ報酬に、従来の株式取得目的報酬に加えて、相対TSR（株主総利回り）を指標とした業績連動報酬を導入。

④取締役の報酬額に関する株主総会決議に関する事項

区分	報酬限度額	株主総会決議年月日	決議時点の役員の員数
取締役 （監査等委員を除く）	年額６億2,400万円以内 （うち社外取締役分3,000万円以内）	2020年６月26日 第156期定時株主総会	取締役９名 （うち社外取締役２名）
取締役 （監査等委員）	年額１億2,000万円以内	2020年６月26日 第156期定時株主総会	取締役（監査等委員）５名 （うち社外取締役３名）

⑤取締役の個人別報酬の内容の決定方法及び委任に関する事項

個人別の報酬額につきましては、取締役会決議に基づき取締役である執行役員社長（以下「社長」という。）がその具体的内容の決定について委任を受けるものとしております。取締役会は、当該権限が社長によって適切に行使されるよう、事前に社長が任意の指名・報酬委員会に原案を諮問し、客観的な視点から確認を得る手続を定めております。また社長は、当該確認又は答申の内容を踏まえて取締役の個人別の報酬等の内容を決定しなければならないこととしており、取締役会も当該答申を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。当該報酬制度の内容及び取締役の個人別の報酬等の決定方針並びにその報酬額（報酬制度の基準に沿って算出された金額であること、かつ前記④の範囲内であること）は、任意の指名・報酬委員会において、客観的な視点から確認・審議を行い、取締役会において決定しております。

当事業年度においては、2022年６月23日開催の取締役会にて社長三井田健に取締役の報酬額の具体的内容の決定について委任する旨の決議をしております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには当社の業務執行の最高責任者である社長が最も適しているからであります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査等委員である取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低限度額となります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により塡補することとしております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

当該保険契約は、2012年７月以降の当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者としており、保険料は当社が全額負担しております。

(5) 社外役員に関する事項

主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	主な活動状況
取締役	竹中裕之	製造業における長年にわたる豊富な実務・経営経験に基づき、取締役会では主に取締役会及び内部統制の実効性確保の側面から積極的に発言をいただくなど、業務執行に対する監視・監督を適正・適切に行い、取締役会の監督機能の更なる強化に貢献しております。 また、指名・報酬委員会委員長として、経営の透明性の確保のため、取締役等の指名・報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり主導的な役割を果たしております。 (取締役会出席状況：13回中13回)
	秦　喜秋	損害保険会社における長年にわたる豊富な実務・経営経験に基づき、取締役会において取締役の業務執行の適正を確保するため主に大局的視点から発言をいただくなど、取締役会の監督機能の更なる強化に貢献しております。 また、指名・報酬委員会委員として、経営の透明性の確保のため、取締役等の指名・報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。 (取締役会出席状況：13回中13回)
	安達博治	エネルギー業界における長年にわたる豊富な実務・経営経験に基づき、取締役会において主に技術やDX推進の側面から積極的に発言をいただくなど、業務執行に対する監視・監督を適正・適切に行い、取締役会の監督機能の更なる強化に貢献しております。 (取締役会出席状況：10回中10回)
取締役監査等委員	林　敬子	公認会計士としての財務・会計に関する高度な専門性と長年にわたる豊富な経験をもとに、取締役会において取締役の業務執行の適正を確保するため積極的に発言をいただくなど、業務執行に対する監視・監督を適正・適切に行い、当社の監査及び監督機能の更なる強化に貢献しております。 また、指名・報酬委員会委員として、経営の透明性の確保のため、取締役等の指名・報酬について審議し、取締役会に答申するにあたりDEIの観点も含め重要な役割を果たしております。 (取締役会出席状況：13回中13回／監査等委員会出席状況：16回中16回)
	黒田　隆	損害保険会社における長年にわたる豊富な営業・経営経験やリスクマネジメントに関する知見をもとに、取締役会において取締役の業務執行への的確な助言を加えながら、業務執行に対する監視・監督を適正・適切に行い、当社の監査及び監督機能の更なる強化に貢献しております。 (取締役会出席状況：10回中10回／監査等委員会出席状況：13回中13回)
	平木秀樹	金融機関における長年の多岐にわたる豊富な実務・経営経験や内部統制及びリスクマネジメントに関する知見をもとに、取締役会において様々なステークホルダーの立場に立った多角的な視点から積極的に発言をいただくなど、業務執行に対する監視・監督を適正・適切に行い、当社の監査及び監督機能の更なる強化に貢献しております。 (取締役会出席状況：10回中10回／監査等委員会出席状況：13回中13回)

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称等　有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	84百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	84百万円

（注）1．当社の重要な子会社のうち、MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD.、THAI MEIDENSHA CO., LTD.ほか17社は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含みます。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含みます。）の規定によるものに限ります。）を受けております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討の結果、当事業年度の会計監査人の報酬は適切であると判断し同意いたしました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、当該会計監査人が会社法第340条第１項各号に定められている解任事由に該当する状態にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

このほか、監査等委員会は、当該会計監査人が監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、2022年7月28日開催の取締役会にて改定決議を行いました。その決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 取締役会は、取締役会規則に従って会社の重要な業務の執行を決定するとともに、非業務執行取締役が参加することにより、業務執行取締役及び執行役員の職務執行に対する監視・監督機能を確保する。
- 取締役である執行役員社長（以下、「社長」という。）は、取締役会に業務執行状況の報告を行うとともに、経営に影響する重要事項については取締役会の審議に付すものとする。
- 取締役会は、法令違反行為等の防止や通報の適正な仕組みを議論し、コンプライアンス推進規程及び公益通報者保護規程に基づく不正行為等の防止、早期発見及び是正状況の監視を行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役会資料及び議事録は取締役会規則に、常務会資料及び議事録は常務会規程に従い、各々の事務局が保存及び管理する。
- 情報資産に関するセキュリティの確保、災害・事故・犯罪・過失・サイバーリスクからの保護に関しては、関係する各部門が情報セキュリティ管理規程に従った手順書類の保存や管理を実施する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 社長は、内外の環境変化がもたらす経営上の主要な損失の危険を総合的に管理するため、リスクマネジメント基本規程を定めてグループ各社が重要な事業リスクを早期に抽出・評価し、必要な統制活動を実施する体制を整備するとともに、リスクマネジメント委員会を設置してグループ全体の事業リスクを総合的に管理する体制を構築する。
- 社長は、発生のコントロールが難しい自然災害・地政学リスク、金融不安等のクライシスに備えるため、社長を委員長とするBCM委員会により最適手段を講じられる体制を構築する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 取締役会は、執行役員制により「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」を分離し、業務執行については業務執行取締役と執行役員が効率的に行う。
- 社長は、業務執行に係る意思決定の基準と手続きを明確化し効率的に行うため、決裁規程及び常務会規程を整備し、その運用について業務権限を委任した各執行役員に指示するとともに、業務執行に係る月次報告書の提出を求める。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 役付執行役員を委員長として設置するコンプライアンス委員会は、コンプライアンスに基づく企業行動の重要方針を審議･立案するとともに、当該方針を各職場に徹底させるため、コンプライアンスマネージャを各職場に配置する。
- コンプライアンス委員会事務局である法務・コンプライアンス部門は、遵法教育を継続的に実施するとともに、コンプライアンス・ホットライン及び社外の公益通報窓口を活用することにより、違法行為や不適切な行為を早期に発見し、適宜顧問弁護士を活用して適切かつ必要な措置を講じられるようにする。
- 内部監査部門は、内部監査規程に基づき、使用人の職務の執行状況を定期的に監査し、その監査結果を社長及び常務会・取締役会に報告する。

⑥当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 社長は、経営企画部門、内部統制推進部門を中心として事業部門、営業部門、管理部門、統括会社と連携した企業集団の業務の適正を確保するための体制を構築する。
- 内部統制推進部門は、リスクマネジメント委員会、グループ会社内部統制委員会等の内部統制関連組織の事務局として、国内外明電グループのリスクマネジメント、コンプライアンス等の内部統制強化を推進する。
- 社長は、子会社毎に配置した統括役員及び主要な子会社に派遣した非常勤役員によって子会社の業務執行を監督する。また主要な国内外の子会社には、非常勤監査役を派遣し監査する。

⑦監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項

- 社長は、監査等委員会の職務を補助するための専任部署を置く。
- 監査等委員会は、専任部署の使用人に関して、業務執行者からの独立性を確保する。

⑧監査等委員会への報告に関する体制

- 監査等委員である取締役を除く当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実を直ちに監査等委員会に報告する。
- 監査等委員会に報告した者に対して、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを行うことを社内規程等において禁止する。

⑨監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 監査等委員会が職務の執行のために請求した費用等については、それが当該監査等委員の職務の執行のために必要がないことを証明した場合を除き、速やかにかつ適切に処理する。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査等委員会は、業務執行取締役及び執行役員等との意見交換を適宜行い、経営上の重要情報を監査等委員会が知得できる体制を充実させる。
- 監査等委員会及び内部監査部門は、会計監査人と三者相互の意思疎通及び情報の交換がなされるように努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンスに関する取組み

2022年度は、7月に「中期経営計画2024」で取り組むサステナビリティ経営の趣旨を盛り込み明電グループ企業行動規準を改定し、階層別コンプライアンス教育及びサステナビリティ推進部を中心とした所管部門を通じて周知・展開を徹底しました。

また、改正公益通報者保護法の施行にあわせて、コンプライアンス・ホットライン及び公益通報窓口の仕組みを整理し、法対応として社内外の窓口で匿名通報を受けられるようにするなど制度を改定しました。なお、ドイツ子会社にコンプライアンス・ホットラインの窓口を開放し、これによって全グループ会社への内部通報窓口の設置が完了しました。

②リスクマネジメントに関する取組み

2022年度は、4月にリスクマネジメント・内部統制部門及び総務・法務部門を統合したガバナンス本部を設立し、損失の危機の管理について平時・有事の一元管理を行う体制を構築し強化しました。

当該体制による平時の具体的な取組みとしては、リスクマネジメント委員会にて特に重要と判断したリスクを4つ選定し、グループに分かれ議論を行いコントロールに反映するなど、その審議結果を経営層に報告しました。また、有事の具体的な取組みとして、生産拠点被災かつ被災後の復旧を中心としたシナリオを用いた全社災害対策本部訓練の継続実施、国内各部門・関係会社のBCPマニュアルの完成、更には新型コロナウイルス対応をもととした新興感染症に対する行動計画の策定などを行いました。

③子会社管理に関する取組み

2022年度は、年2回のグループ会社内部統制委員会を開催し、リスクマネジメント委員会で審議した当社グループとしての重要なトップリスクや各社リスクマネジメント進捗状況の共有を図るとともに、海外関係会社へCSA(統制自己評価)を導入し、統括会社を中心に13社に対してナショナルスタッフ向けの内部統制教育及びCSA教育を実施しました。

④取締役の職務執行に関する取組み

　2022年度は、６月に取締役と執行役員の役割及び責任をより明確化にする「役員体系の見直し」を実施し、取締役会構成において非業務執行取締役である社外取締役を過半数とすることで、モニタリング型の取締役会を志向し更なる監視・監督機能の強化を図りました。

　また、取締役会の会日３営業日前を目安に社外取締役事前説明会を開催し、執行役員副社長が出席して業務執行状況全般を説明するとともに、決議事項を中心とした重要な付議事項は担当の執行役員から説明を行うことで、取締役会当日の審議の実効性向上を図っております。

⑤監査等委員会監査の実効性向上に関する取組み

　2022年度は、監査等委員会監査等基準に基づき、監査等委員会監査の実効性を確保・向上に向けた取組みとして、常勤監査等委員の常務会をはじめとした重要会議への出席や、執行役員社長との定例的な意見交換会、執行役員等への職務執行監査を通じて、監査等委員会が経営上の重要情報を知得できる体制を充実させ、また取締役会で定期的に活動内容を報告しました。

　また、当社常勤監査等委員及び子会社常任監査役にて情報共有を行う明電グループ監査等委員・監査役連絡会を開催し、グループとしての監査の実効性が確保できるように努めております。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、主に、①創業以来培ってきた豊富な技術蓄積による技術開発力とものづくり力、②高品質かつ豊富な製品ラインアップと品質保証体制、③お客様ニーズに応じたシステムエンジニアリング力、④充実した保守サービス体制、⑤お客様や、取引先及び従業員との安定的かつ強固な信頼関係の５点に集約することができ、当社グループはこれらを相互に連繋させることにより、安定的な事業活動を展開しております。当社株式の大量取得を行う者が、これらの当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社グループは、これまでの成長領域への投資の成果創出と収益力向上を両立させるため、「中期経営計画2024」を推進しております。JUMPのフェーズとして、これまでの投資や取組みの成果から、事業規模の拡大と均衡のとれた事業構成、利益率向上により、『質の高い』成長の実現を目指してまいります。

また、当社は、2020年６月に従来の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことや、取締役の指名・報酬に係る株主総会における意見陳述権を持つこと等の法的権限の活用により、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、任意の指名・報酬委員会の設置や、経営課題や戦略をテーマとした意見交換会の実施等による取締役会の実効性向上のための活動を行っております。

更に当社は、取締役会の議論の充実化や社外取締役の監督機能の実効性の確保のため、独立した社外取締役が取締役会の全体の過半数となるよう努めており、当社の取締役会は、2023年３月31日現在で取締役11名（うち、監査等委員である取締役が４名）のうち、社外取締役が６名（うち、監査等委員である取締役が３名）で構成されております。

これらにより、経営の透明性を確保し、コーポレートガバナンスを更に強化することで、中長期的な企業価値の向上を図っております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2020年５月13日開催の取締役会及び2020年６月26日開催の第156期定時株主総会の各決議に基づき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（買収防衛策）を更新いたしました（以下、更新後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑止するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案すること、あるいは株主のみなさまがかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株式の20％以上を買付しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社株主総会又は取締役会において本プランを発動しない旨の決議がなされるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

買収者は、買付等の開始又は実行に先立ち、意向表明書及び買付等の内容の検討に必要な所定の情報等を記載した買付説明書を、当社に対して提出していただきます。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買付等の内容に対する意見、根拠資料、代替案等の情報を提供するよう要求することができます。

独立委員会は、当該買付等の内容の検討その他の情報収集や買収者との協議・交渉等を行ったうえで、当該買付等が本プランに定められた手続に従わない場合又は当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合であって、かつ本プランに定める新株予約権の無償割当てを実施することが相当

であるとき等、本プラン所定の発動事由に該当すると判断したときは、当社取締役会に対して、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います（なお、独立委員会は、当該勧告において、当該新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができます。）。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします（ただし、当社取締役会は、本プラン所定の場合に、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主のみなさまの意思を確認することができるものとし、かかる株主総会が開催された場合には、当社取締役会は、かかる株主総会の決議に従って決議を行うものとします。）。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買収者等以外の株主のみなさまが、１個の新株予約権につき原則として１株の当社株式を取得することから、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50％まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、原則として、2020年６月26日開催の第156期定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされております。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の「中期経営計画2024」及びコーポレートガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。本プランは、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、本プランは、第156期定時株主総会において株主のみなさまの承認を得て更新されており、有効期間が約３年間と定められていること、本プランの発動の是非について基本的に株主のみなさまの意思の確認をすることとしていること、また当社取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等、株主のみなさまの意思を重視するものとなっております。これらに加え、独立性を有する当社社外取締役、弁護士・会計士等の専門家、社外有識者から構成される独立委員会が設置され、本プランの発動等に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で専門家等を利用し助言を受けることができるとされていることにより、その判断の公正さ・客観性が担保されております。

以上の理由により、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、当社は2023年５月12日開催の取締役会で、第159期定時株主総会での承認を条件として、本プランを更新することを決議し、本総会の第４号議案として上程いたします。更新予定の当社株式の大量取得行為に関する対応策の内容は、招集ご通知17頁以下をご参照ください。

連結貸借対照表（2023年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	第159期 2023年３月31日現在
資産の部	
流動資産	187,751
現金及び預金	14,917
受取手形、売掛金及び契約資産	99,354
電子記録債権	8,760
棚卸資産	58,739
その他	6,163
貸倒引当金	△184
固定資産	119,639
有形固定資産	75,788
建物及び構築物	38,708
機械装置及び運搬具	13,004
土地	12,697
建設仮勘定	6,107
その他	5,271
無形固定資産	8,462
ソフトウェア	4,862
のれん	2,675
その他	925
投資その他の資産	35,388
投資有価証券	16,696
長期貸付金	37
繰延税金資産	16,535
その他	2,148
貸倒引当金	△28
資産合計	307,390

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

科　目	第159期 2023年３月31日現在
負債の部	
流動負債	118,307
支払手形及び買掛金	38,971
電子記録債務	3,997
短期借入金	15,514
コマーシャル・ペーパー	8,000
未払金	5,268
未払法人税等	3,262
契約負債	16,534
賞与引当金	7,858
製品保証引当金	1,104
受注損失引当金	590
その他	17,204
固定負債	78,202
社債	6,000
長期借入金	20,995
退職給付に係る負債	45,995
環境対策引当金	313
その他	4,897
負債合計	196,509
純資産の部	
株主資本	96,656
資本金	17,070
資本剰余金	10,211
利益剰余金	69,568
自己株式	△194
その他の包括利益累計額	11,241
その他有価証券評価差額金	6,524
繰延ヘッジ損益	5
為替換算調整勘定	5,103
退職給付に係る調整累計額	△392
非支配株主持分	2,983
純資産合計	110,881
負債純資産合計	307,390

連結損益計算書（自2022年４月１日　至2023年３月31日）

（単位：百万円）

科　目	第159期 自2022年4月1日　至2023年3月31日	
売上高		272,578
売上原価		209,599
売上総利益		62,979
販売費及び一般管理費		54,439
営業利益		8,539
営業外収益		
受取利息	78	
受取配当金	660	
その他	1,029	1,768
営業外費用		
支払利息	823	
その他	660	1,484
経常利益		8,823
特別利益		
固定資産売却益	582	
投資有価証券売却益	1,140	
受取補償金	351	
その他	6	2,081
特別損失		
固定資産売却損	45	
関係会社整理損	73	
減損損失	381	
その他	7	507
税金等調整前当期純利益		10,397
法人税、住民税及び事業税	3,698	
法人税等調整額	△561	3,136
当期純利益		7,260
非支配株主に帰属する当期純利益		132
親会社株主に帰属する当期純利益		7,128

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）（自2022年４月１日　至2023年３月31日）

（単位：百万円）

科　目	第159期 自2022年4月1日　至2023年3月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,742
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,506
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,685
現金及び現金同等物に係る換算差額	312
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	862
現金及び現金同等物の期首残高	13,254
現金及び現金同等物の期末残高	14,116

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表 (2023年３月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	第159期 2023年３月31日現在
資産の部	
流動資産	124,430
現金及び預金	3,255
受取手形、売掛金及び契約資産	71,659
電子記録債権	7,430
製品	2,636
仕掛品	28,958
原材料及び貯蔵品	702
その他	9,800
貸倒引当金	△12
固定資産	114,271
有形固定資産	51,852
建物	29,659
構築物	1,478
機械及び装置	5,851
車両運搬具	104
工具、器具及び備品	1,571
土地	11,441
建設仮勘定	1,746
無形固定資産	4,488
ソフトウェア	3,985
のれん	417
その他	85
投資その他の資産	57,929
投資有価証券	16,418
関係会社株式	26,526
長期貸付金	3,189
繰延税金資産	10,227
その他	1,919
貸倒引当金	△351
資産合計	238,702

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

科　目	第159期 2023年３月31日現在
負債の部	
流動負債	95,709
支払手形	286
電子記録債務	3,487
買掛金	27,832
短期借入金	10,540
コマーシャル・ペーパー	8,000
未払金	4,674
未払法人税等	642
契約負債	8,443
預り金	20,603
賞与引当金	4,306
製品保証引当金	840
受注損失引当金	354
その他	5,697
固定負債	60,113
社債	6,000
長期借入金	17,040
退職給付引当金	34,292
環境対策引当金	313
その他	2,467
負債合計	155,823
純資産の部	
株主資本	76,349
資本金	17,070
資本剰余金	9,381
資本準備金	5,000
その他資本剰余金	4,381
利益剰余金	50,149
利益準備金	3,296
その他利益剰余金	46,852
固定資産圧縮積立金	139
別途積立金	8,263
繰越利益剰余金	38,449
自己株式	△251
評価・換算差額等	6,529
その他有価証券評価差額金	6,529
純資産合計	82,879
負債純資産合計	238,702

損益計算書 (自2022年４月１日　至2023年３月31日)

(単位：百万円)

科　目	第159期 自2022年4月1日　至2023年3月31日	
売上高		177,249
売上原価		141,615
売上総利益		35,634
販売費及び一般管理費		34,637
営業利益		996
営業外収益		
受取利息	75	
受取配当金	4,952	
その他	1,917	6,945
営業外費用		
支払利息	292	
その他	2,608	2,900
経常利益		5,041
特別利益		
投資有価証券売却益	762	
受取補償金	144	
抱合せ株式消滅差益	2,786	
その他	6	3,699
特別損失		
関係会社株式評価損	3,114	
その他	0	3,114
税引前当期純利益		5,625
法人税、住民税及び事業税	409	
法人税等調整額	697	1,107
当期純利益		4,518

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年５月11日

株式会社明電舎
　取 締 役 会 御 中

有限責任　あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　宮　木　直　哉
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　濱　田　　環

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社明電舎の2022年４月１日から2023年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社明電舎及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年５月11日

株式会社明電舎
　取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	宮 木 直 哉
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	濱 田 環

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社明電舎の2022年４月１日から2023年３月31日までの第159期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2022年４月１日から2023年３月31日までの第159期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役員等から構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の経営監査部及び内部監査部門と連携の上、取締役会その他重要会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、関係会社については、関係会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて関係会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針及び取組み」及びその各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人 有限責任 あずさ監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査の主要な検討事項については、監査人 有限責任 あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年５月11日

株式会社明電舎　監査等委員会

常勤監査等委員　加藤三千彦　㊞

社外監査等委員　林　敬子　㊞

社外監査等委員　黒田　隆　㊞

社外監査等委員　平木秀樹　㊞

以　上